

# JIS

人間工学—  
人とシステムとのインタラクション—  
インタラクティブシステムの人間中心設計

JIS Z 8530 : 2021

(JES/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	藤 本 浩 志	早稲田大学
(委員)	荒 木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井 上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長 田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	齋 藤 直 人	日本生活協同組合連合会
	園 山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	高 橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	三 浦 晃 史	前公益社団法人日本介護福祉士会
	森 田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山 口 玲 子	一般財団法人日本消費者協会
	油 野 光 男	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	山 本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.11.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本人間工学会

(〒160-0011 東京都新宿区若葉 1-10 大洋ビル TEL 03-6380-6730)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 藤本 浩志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 人間中心設計を適用する根拠	6
5 人間中心設計の原則	7
5.1 概要	7
5.2 ユーザ、タスク及び環境の明確な理解に基づいて設計する	7
5.3 ユーザは設計及び開発の全体を通して関与する	8
5.4 ユーザの視点からの評価に基づいて設計を方向付け、改良する	8
5.5 プロセスを繰り返す	8
5.6 ユーザエクスペリエンスを考慮して設計する	9
5.7 様々な専門分野の技能及び視点をもつ人々を設計チームに加える	10
6 人間中心設計の計画	10
6.1 概要	10
6.2 責任	10
6.3 計画の内容	11
6.4 プロジェクト計画への統合	11
6.5 タイミング及び資源	11
7 人間中心設計の活動	12
7.1 概要	12
7.2 利用状況の理解及び明示	13
7.3 ユーザ要求事項の明示	15
7.4 ユーザ要求事項に対応した設計解の作成	16
7.5 ユーザ要求事項に対する設計の評価	19
8 持続可能性及び人間中心設計	21
9 適合性	22
附属書 A (参考) ISO 9241 規格群の概要	23
附属書 B (参考) 適合性を評価するための手順例	24
参考文献	32
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	34
解 説	37

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 日本人間工学会（JES）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8530:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 人間工学—人とシステムとのインタラクション— インタラクティブシステムの人間中心設計

## Ergonomics of human-system interaction— Human-centred design for interactive systems

### 序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **ISO 9241-210** を基とし、日本国内での実情と異なる点があるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、コンピュータを利用したインタラクティブシステムのライフサイクルを通して、人間中心設計の原則、及びそれに関連する活動のための要求事項及び推奨事項について規定する。また、設計プロセスを管理する人が使うことを想定し、人間とシステムとのインタラクションの質を高める方法について取り扱う。

**注記 1** コンピュータを利用したインタラクティブシステム（例えば、既製ソフトウェア製品、特注の業務システム、プロセス制御システム、バンキングシステム、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、及び自動販売機、携帯電話、デジタルテレビのような消費者向け製品）は、規模及び複雑さが異なる。

この規格では、人間中心設計に関連する活動の概要を説明しているが、人間中心設計に必要とされる手法及び技術の詳細、並びに健康又は安全に関わることの詳細については扱わない。また、人間中心設計における計画及び管理も扱うが、プロジェクトマネジメント全体は扱わない。

この規格は、インタラクティブシステムの設計開発を行うプロジェクトを企画及び管理する責任者が利用することを意図している。したがって、この規格では、前述の責任者が設計プロセス全体の中で、自分たちの活動と人間工学的な技術課題との関連性及び重要性を理解することを支援する。また、この規格では、人間中心設計に関わる人間工学及びユーザビリティの専門家のための枠組みを示している。人間工学、ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する詳細は、**ISO 9241** 規格群及び人間工学の広範な原則を定めた **JIS Z 8501** を含む多くの規格でより包括的に取り扱われている。

この規格の要求事項及び推奨事項は、人間中心設計及び開発の全ての関係者にとって有益である。対象のプロジェクトが、この規格に適合していることを確認するためのチェックリストを**附属書 B** に示す。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。